

共同基準に関するよくある質問

バージョン 3

基準の概要

1. この共同基準とは何ですか？

共同デューディリジェンス基準は、ロンドン金属取引所(LME)が定めた責任ある調達を、LME に上場している銅、鉛、ニッケル、および亜鉛を取り扱うブランドが遵守しているかを判定するために策定された評価基準です。

2. 共同基準の策定に関与したのは、どのような組織ですか？

The Copper Mark、[国際鉛協会 \(ILA\)](#)、[国際亜鉛協会 \(IZA\)](#)、[ニッケル協会](#)および[責任ある鉱物イニシアティブ \(RMI\)](#)が連携して共同デューディリジェンス基準を策定しました。

3. この共同基準は、何のために使用するのですか？

本共同基準は、LME の[責任ある調達の要件](#)や、鉱物サプライチェーンにおける顧客および他の組織のデューディリジェンス要件を遵守しているかを判定するために使用されます。

4. この共同基準を使えば、EU 紛争鉱物規則を順守したことになりますか？

本共同基準を使っても、EU 紛争鉱物規則を順守していると承認されません。現在、EU 紛争鉱物規則の対象には、銅、鉛、ニッケル、および亜鉛が含まれていない点にご注意ください。

5. この共同基準に基づく評価は、その他にどんな利点がありますか？

本共同基準に基づく評価を通じて、顧客、投資家、およびその他のステークホルダーの要求事項を遵守しているかを判断することができ、貴社施設が責任ある調達に関する国際基準を遵守していることを公表できます。

6. Copper Mark の基準に基づく評価を受けている場合、別途に共同基準に基づく評価を受ける必要がありますか？

いいえ。Copper Mark の基準に基づく評価を受けている場合、本共同基準の要件は、Copper Mark の基準 31 の「[鉱物サプライチェーンに対するデューディリジェンス](#)」に組み込まれています。

LME のコンプライアンス

1. この共同基準は、当社における LME のコンプライアンスにどう役立ちますか？

LME の上場ブランドは、LME 要件の遵守を 3 つの異なる方法で証明できます。1 つ目の方法は、「OECD 整合済み」の基準を用いて、LME が承認した保証フレームワークに基づく監査を受けることです(トラック A)。本共同基準は、各組織が連携する取り組みであり、LME の上場ブランドが LME への遵守を証明するトラック A で使える唯一のツールです。

2. LME に最終報告を送付するのはどの組織ですか？

各企業は、評価レポートおよび遵守の判定を LME に直接送付する責任を負います。

3. この共同基準の対象には、ISO のコンプライアンスに必要な ISO 14001 および ISO 45001 も含まれていますか？

いいえ。本共同基準は、責任ある調達に関する OECD のガイダンスと整合する要件のみを対象としています。

4. LME は、パイロット導入における評価を承認しますか？

OECD は現在、本共同基準に対する整合評価を実行中です。OECD が整合済みと判断した場合、LME は本共同基準に基づく評価を承認することになります。

LME は、LME の責任ある調達に対するコンプライアンスを目的として、本共同基準のパイロット導入における評価を承認する予定です。OECD の整合評価により、本共同基準に対して広範囲にわたる変更項目や改善点が指摘された場合、LME 上場ブランドの生産者はこれらの点を反映しなければなりません。

内容および主な概念

1. この共同基準の対象には、どのリスク分野が含まれますか？

本共同基準では少なくとも、[OECD「Annex II」](#)に含まれるリスクが対象となり、具体的には以下を含みます：

- 以下を含む重大な人権侵害：
 - あらゆる形態の拷問、残虐、非人道的で品位を傷つける扱い。
 - あらゆる形態の強制労働。
 - 最悪の形態の児童労働。

- その他の深刻な人権侵害および虐待:具体的には、広汎に及ぶ性暴力、戦争犯罪またはその他の国際人権法に対する深刻な違反、人類に対する罪、または虐殺。
- 非国家テロ集団への直接または間接の援助。
- 公的または民間の保安隊との契約に付随するリスク。
- 鉱物の原産地に関する賄賂および詐欺的な不実表示。
- 資金洗浄。
- 政府に支払うべき税金、手数料、採掘権料の不払い。

2. 紛争地域および高リスク地域は、どのように特定すればよいですか？

共同デューデリジェンス基準による評価対象の企業は、紛争地域および高リスク地域を特定するために、文書化された手順を定める必要があります。その手順は、主要材料のサプライチェーンにおける全地域のレビューに対して一貫して適用されなければいけません。紛争地域および高リスク地域を特定するには、以下を含む様々なリソースを参照してください：

- [EU CAHRA リスト](#)
- [欧州委員会が指定したオープンソース文書](#)
- [TDI CAHRA マップ\(\\$\)](#)
- [RMI の国別リスクマップ\(\\$\)](#)
- [Kumi の CAHRA マップ\(\\$\)](#)
- [RCS グローバルのツール\(\\$\)](#)

各企業はさらに、CAHRA を特定する自社の手順を策定する際に、CAHRA 特定に関する RMI の[ウェブページ](#)を参照し、その他リソースや助言を利用できます。

3. CAHRA リストに含めるべき対象国の数について、推奨する数がありますか？

いいえ。各企業は、製錬所／精製所までを含み、材料を抽出、取引、輸送、または取り扱うすべての国を評価する必要があります。これは、自社の所在国も評価対象に含めなければならないことも意味します。各企業はさらに、自社のサプライヤーが所在し、あるいは事業を行うすべての国を対象に含める必要があります。ただし、CAHRA の特定に関して、世界各国におけるすべての地域をレビューする必要はなく、自社サプライチェーンに含まれる地域のみレビューが義務付けられています。

4. 企業が使用する CAHRA リストについては、コモディティごとに異なるリストを使用できますか？

はい。コモディティごとに、特定の規制要件や異なるリスクに基づき、異なる CAHRA プロファイルが必要な場合があります。例えば、EU 鉱物規制の対象となる企業の場合、自社における 3TG(スズ、タンタル、タングステン、金)を対象とする CAHRA リストおよび、規制コンプライアンスのための後続の拡大デューデリジェンス業務に対して、EU CAHRA リストを組み込む必要があります。

5. EITI とは何ですか？

採取産業透明性イニシアティブ(EITI)は、採取可能資源に対する開かれた、責任ある管理を促進するためのグローバル基準です。本共同基準では、メンバー国に所在する企業が特定の要件を遵守する必要があるだけでなく、メンバー国に所在しない企業についても、OECD デューデリジェンス・ガイダンスおよび本共同基準に基づき、EITI の導入を支援する必要があります。

6. 自社が外部から材料を調達しない場合でも、評価を実施する必要がありますか？

本共同基準においては、実施する必要があります。本共同基準は管理システムに基づいているため、当該サイトが外部から材料を調達しない場合でも適用されます。

7. レッドフラッグが発見されなかった場合でも、評価が必要ですか？

本共同基準においては、実施する必要があります。本共同基準は管理システムに基づいているため、企業のサプライチェーンにおけるレッドフラッグの有無の判断を含む、リスク管理に関する各種プロセスに対する評価が要求されます。

8. 長期的な関係を持つ主要および／または副次的な材料サプライヤーに対し、「取引先確認」(KYC)を実施する必要がありますか？

本共同基準においては、実施する必要があります。すべてのサプライヤーを対象として、業務関係を開始する時点およびかかる関係の継続期間中の両方において KYC を実施する必要があります。

9. この評価は、特定の製造ラインを対象とするものですか？

本共同基準は、特定の製造ラインを対象とするものではありません。本共同基準は管理システムに基づいているため、評価期間において受領し、保有し、および／または製造を意図するすべての材料が評価対象の範囲に含まれます。

責任ある鉱物保証プロセス

1. 当社は、この共同基準に基づく評価を受ける資格を持ちますか？

評価対象に含まれるのは、銅、鉛、ニッケル、または亜鉛を取り扱う鉱山および、鉱山サイトから調達した材料の処理を行う製錬所に至るまでの施設と、本基準のセクション 3.1 で定めた対象範囲に含まれる施設です。

2. この共同基準では、どのような鉱物が対象に含まれますか？

当該サイトが銅、鉛、ニッケル、および／または亜鉛を生産する限り、同サイトで生産されるすべての金属が本共同基準の対象に含まれます。金、銀、またはコバルトにつき、特定の関連性の承認を求める企業は、同等および／または最高レベルの要件を満たす、実施組織を選定し協議する必要があります。

3. この評価の対象には、副産物も含まれますか？

はい。本評価は管理システムに基づいているため、副産物も対象に含まれます。

4. コンプライアンス保証は、サイト単位または全社単位のどちらで提供されるのですか？

当該デューデリジェンスが全社単位で導入されている場合でも、保証はサイト単位で提供されます。

5. この共同評価を得る上で必要な費用はいくらですか？

Copper Mark については、サイトが支払う管理手数料は評価 1 回につき 2,000 米ドルです。また、各サイトは、評価者または評価企業において直接発生する評価手数料を支払う責任を負います。

RMI については、各サイトは管理手数料 1,000 米ドルと評価手数料を、RMI に直接支払う必要があります。

6. サイト評価は、どの程度の頻度で実行する必要がありますか？

Copper Mark については、再評価が必要になる環境の変化が発生しない限り、評価の実施頻度は 3 年に 1 回です(かかる変更の全リストについては、[Copper Mark 保証プロセス](#)のセクション 3.6 をご覧ください)。

RMI については、サイトのリスクプロファイルに応じて、評価の実施頻度は 1 年～3 年に 1 回です。3 年に 1 回の評価サイクルが適用される際の条件に関する詳細は、リスクベース評価プログラム(RBAP)を参照するか、RMI に直接お問い合わせください。

7. 評価業者は、どのように見つけられますか？

Copper Mark および RMI は共に、監査企業および評価業者の承認につき、トレーニング要件を含む厳格なプロセスを策定しています。

Copper Mark では、ウェブサイト([ここ](#))で、承認済み評価企業の全リストを公開しています。

RMI では、業務プロセスの一環として評価業者を選定していますが、評価対象企業の要望をよく考慮しています。完全におよび暫定的に承認を受けた RMA 監査企業のリストは、[ここ](#)から入手できます。

8. 評価業者には、どのような文書による証拠を提示する必要がありますか？

評価におけるレビューの対象には、自社のデューディリジェンスプロセスに関連するすべての文書(方針、手順、および記録を含む)が含まれます。

9. 評価に必要な期間はどの程度ですか？

サイトの業務および調達慣行の規模や複雑さに応じて、評価作業に要する日数は2日～8日間です。

10. 当社における意思決定は、全社単位で管理、実行されているものもあれば、サイト単位で行われているものもありますが、この点は評価にどう影響を与えますか？

すべての評価は、サイト単位で実行されます。ただし、以下に該当する場合、評価作業がやや変化する場合があります：

- 対象サイトが、全社的なレベルでデューディリジェンス管理システムが管理されている複数のサイトグループの一つである場合。
- 調達に関する方針および手順が、全社的なレベルで管理されている場合。および、
- 銅、鉛、ニッケル、および亜鉛製品を生産するために使用される材料の調達をコーポレートオフィスが担当しており、当該サイトがこれらの材料を直接調達していない場合。

これらの場合には、以下が該当します：

- 評価者は、本共同基準を遵守しているかにつき、全社レベルで導入されているデューディリジェンス管理システムをレビューする必要(すべての方針、手順、および経営陣との面接を含む)があります。
- 評価者は、対象となる各サイトを訪問し、実際に現場を検証し(港での陸揚げ、材料の受領、保管、原材料の計画策定、実験室などの分野を含む)、労働者に対する聞き取りを行うことで、全社レベルの方針および手順が当該サイトで実施されているかを確認する必要があります。確認事項には、以下が含まれます。
 - 企業方針および手順へのアクセスとそれら内容の周知徹底
 - 当該の方針および手順が実行されているか

- 当該の方針および手順では、どのような効果を意図しているか
- 評価者は、サイトごとに報告書を作成します。

11.この共同基準とのクロス承認は、どのように実施されるのですか？

RMAP では、すべての鉱物を対象とするすべての保証プログラムを評価する上で、クロス承認ポリシー([ここから入手可能](#))を定めています。別個の保証制度に基づくクロス承認のためのレビュー業務には、本基準および本基準の実施の両方に対するレビューが含まれます。現在、完全なクロス承認を認めるか、最高レベルの評価が必要であるかについての最終決定を取得するには、本共同基準の導入状況に対する Copper Mark によるレビューを完了する必要があります。

Copper Mark の[承認プロセス](#)では、OECD 公認の評価者が OECD との整合性を認めた制度を承認できるよう定めています。

12.当社サイトはすでに他の基準を遵守していますが、すべての評価を再度実行しなければなりませんか？

Copper Mark および RMI は共に、その承認プロセス([Copper Mark](#)、[RMI](#))に基づく独立的な評価により、設計面で OECD に整合しており、実施面で評価結果が同等であると判断された基準を承認します。

13.この共同デューディリジェンス基準における評価サイクルは、他の基準に基づく評価と同時に実施できますか？

はい。各サイトは、暦年、会計年度、報告年度などの要素に基づき、評価対象期間(12 カ月)の開始日を決定します。3 年ごとサイクルを採用しているサイトでは、3 年に 1 回の頻度で再評価を行うため、対象範囲は 36 カ月になります。

14.監査企業は、この共同基準と LBMA など、二種類の監査を同時に実施できますか？

はい。Copper Mark および RMI はどちらも、複数の基準に基づく評価において対象に含むべき事項につき、追加のガイダンスを提供できます。同一の監査チームが、本共同基準に基づく評価と他の基準に基づく評価を同時に行う場合、評価対象のサイトは、当該監査チームが本共同基準の実施につき承認を受けていることを保証する必要があります。Copper Mark および RMI の両方から承認を得ている監査企業については、上記を参照してください。

15.サポートが必要な場合の問合せ先は？

詳細情報は、以下に問い合わせてください。

- The Copper Mark : info@coppermark.org

- 責任ある鉱物イニシアティブ: ctyson@responsiblebusiness.org、RMI@responsiblebusiness.org